

第3部

胆振東部地震への 各分野における対応状況

第1章 初動対応

第2章 避難所

第3章 住宅支援

第4章 生活支援

第5章 ライフライン

第6章 環 境

第7章 教育・文化

第8章 福祉・保健・医療

第9章 産 業

第10章 行政及び議会

第11章 他自治体等からの支援

第12章 復興計画

第1章 初動対応

1 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

平成30年9月6日午前3時07分の地震発生後、職員が順次登庁し、震源の位置を室蘭地方気象台に確認、多少の海面変動があるかもしれないという情報を得、汐見地区、晴海地区には海から離れるように、防災無線で呼びかけ、3時40分に役場本庁舎併設の産業会館第3会議室に災害対策本部を設置した。

庁舎内は書類等が散乱し、大型の金庫なども転倒するなど、執務に支障を来す状況であった

が、対策本部設置後、避難所の安全確認後の開設指示と安否確認の指示を行った。停電については、庁舎内にある発電機で電源を確保し、バックアップ電源のある四季の館の機器の安全を確認後4時40分から通電が開始された。

穂別総合支所には現地対策本部を3時40分設置し、電源供給は既存の発電機に切替え電源を確保した。

2 情報収集等

町災害対策本部では、通信インフラが途絶していたが、移動系防災行政無線、消防無線、道防行政情報通信ネットワーク、情報収集班による現地パトロールなどから情報を収集し、その情報をホワイトボードなどに書き出し情報の共有を図るとともに、報道機関、防災関係機関等へ情報を提供した。

情報収集班は、LINEグループにより被災状況の写真を本部などへ送信し、情報の共有を図った。



情報収集に追われる職員



集められた情報はホワイトボードにまとめられた(9/6)

さらに、通行止め箇所や倒壊家屋などの把握を行った。一部の班は平行して公営住宅などの安否確認を行った。

過去平成5年釧路沖地震の際、福住地区で液状化による道路の陥没があったことからそういった箇所が無いかについても注意を払った。

また、余震の数も多く9月6日だけで震度4以上が6回、震度1以上が63回観測されていたため、倒壊しそうな家屋を随時見回り状況を確認した。

倒壊した家屋で道路に倒れているもの、隣接建物に倒壊していきそうなものなどがあったため、定期的にその状況を見る必要があった。

3 本部員会議及び災害対策本部会議

町災害対策本部員会議は9月6日午前4時50分に第1回目となる「緊急会議」を行った。同日、計3回「地区本部会議」を実施し、午後6時と同8時の計2回「災害対策本部会議」を開き、支援体制等を確認した。11日以降（8日～10日まで朝・夜2回）は基本的には1日各1回「地区本部会議」と「災害対策本部会議」を開催した。

災害対策本部会議では、収集された情報（被害状況、避難者の状況、インフラの復旧状況等）の共有や対応方針の協議などを行った。



災害対策本部会議(9/6) (町長(中央)と総務企画課長)

図表 対策本部会議開催状況
(9/6～9/13)

	地区本部会議、災害対策本部会議			場 所
	回	時間	内容等	
9月6日	1	4:00～	安否確認等	産業会館 第3会議室
	2	7:45～	自主防災組織安否確認依頼	
	3	11:30～	炊き出し確認	
	4	15:00～	避難所体制、広報活動、 応急対応、安否確認等	
	5	18:00～	被害状況確認	
	6	20:30～	被害状況確認	
9月7日	7	5:15～	状況確認（ダム）	
	8	10:00～	穂別地区状況確認	
	9	15:10～	一番沢川の確認等	
	10	19:00～	町内の状況確認	
9月8日	11	9:00～	災害ごみ受付確認	
	12	19:00～	被害状況確認	
9月9日	13	19:00～	被害状況確認	
	14	20:00～	被害状況確認	
9月10日	15	9:00～	災害ごみ受入確認等	
	16	19:00～	避難所の縮小	
9月11日	17	19:00～	被害状況確認	
9月12日	18	19:00～	被害状況確認	

4 災害対策の総合調整

町対策本部では、各所から様々な情報が入るとともに、消防、警察、自衛隊、支援職員、社会福祉協議会など様々な連絡調整を行う必要があった。

被害状況の共有、避難勧告、避難指示などの決定、断水に対する給水の支援など様々な調整を行った。

被災経験のある支援職員から、今後行わなければならない業務の共有や、避難所での課題など共有し、業務体制を構築した。

各リエゾンへの情報共有の場でも有り、リエゾンから国、北海道、自衛隊等へ報告がされ、支援物資や人的な支援などについても調整をお願いした。

5 被災者の要望等の把握

発災直後から町長自ら、避難所を巡回し避難者の状況を確認した。

避難所では、早期にアンケートや聞き取りにより、避難者のニーズ把握につとめ、ボランティアセンターへつなぎ、被災者の困り事に対応を行った。

9月22日～23日に仮設住宅説明会を行い、仮設入居者のニーズ把握を行った。仮設住宅建設後は、住宅再建へ向け担当課のアンケート、聞き取りを行うとともに、町長自ら仮設住宅を訪問し困り事の把握に努めた。

2 地区本部

① 穂別地区災害対策本部の設置

穂別地区においては、平成30年9月6日午前3時07分の地震発生時、地区在住の職員が直ちに登庁し、3時30分にはほぼ職員全員が登庁しており、発電機を稼働し、庁舎内の状況を確認するとともに支所長の指示の下、庁舎内に穂別地区災害対策本部を3時40分に設置し、穂別町民センターを含め5カ所の避難所開設の準備に入った。

なお、避難所開設にあたり、各避難所の状況を確認し、市街地の避難所である穂別小学校については、体育館が窓ガラスの破損により散乱し、使用できる状況でなかったことから、穂別中学校を避難所として開設するとともに各避難所については、4時15分に全て開設することができた。

また、震災対応のため、こどもの臨時託児所の設置が必要と判断し、さくら認定こども園が被災していたため、穂別放課後子どもセンターが使用

可能であることから、7時30分に当施設を開所し、児童クラブ及びこども園職員を配置して、園児を含め全ての小学生以下の受入体制を確立した。利用者は、園児も含めて23名であった。

なお、3時40分から町内の状況を確認するため、情報収集班がパトロールを開始し、市街地、各道路、土砂崩れ等の状況確認を実施している。



穂別地区本部会議

② 情報収集等

避難所の開設、収容人数を無線で確認するとともに停電により情報端末、テレビも使用不可となっていることから車両広報により避難所の開設を周知するとともに情報収集班のパトロールによる被害状況の把握に努めた。

なお、土砂崩れ等通行に支障のある箇所については、直ちに通行止めの対応を行い、これらの情報については、ホワイトボードに時系列で記載し、情報の共有を図ったところである。

7時45分には地区本部会議を開催し、この間の取り組み状況、被害状況等の確認をするとともに、各自治会及び自主防災組織に町民の安否確認の依頼をしたところである。

9時22分に安否確認をしていた自治会から1名が室内で倒れているとの報告があり、救急隊に救助を依頼したが、9時44分に残念ながら死亡を確認したとの報告があった。

その後、穂別地区で断水が発生していることがわかり、各避難所における炊き出し準備、自衛隊への給水要請、消防による生活用水配給の依頼をしている。

なお、北海道胆振東部地震の被害状況の概要を把握したのは、当日夕方に届いた新聞報道によるものであった。

3 地区本部会議

地区本部会議は、穂別地区においては、家屋の倒壊は無かったものの家屋の損傷が多く見られ、大規模な停電（9月14日完全復旧）、断水（9月12日完全復旧）、一部土砂崩れによる道路の通行止めなどが生じ、避難所も5カ所開設したことから、これらに対応するため、地区内の情報共有、情報伝達をより円滑に行うため、地区本部長を中心に総括部等4部、穂別消防団、消防署穂別支署、穂別駐在所に加え、建設協会、自衛隊も参加していただき会議を開催した。

なお、地区本部会議は、庁舎1階支所長席前に打ち合わせ箇所を設置して実施し、会議内容を職員が傍聴できる状況としたため、結果として情

報共有が図られ、各部の動きもスムーズに対応することができた。

また、道内外からの応援職員が派遣されてきてからは、各応援職員の代表者にも会議に同席してもらい、町の対応内容の共有や助言をいただき、生活再建等への支援から社会福祉協議会職員、町保健師も同席し、町民ニーズへの対応や健康状態、支援内容について情報共有に努めたところである。

会議の開催については、朝9時、夜19時の2回開催を基本に実施したところである。

4 災害対策の総合調整

地区本部では、これまで難視聴地域であることから総合支所から光ケーブルを利用し、テレビ放映、さらには町民に対する情報提供手段として情報端末により告知を行っていたが、停電により全ての情報が遮断されるという状況に陥った。

このため、震災当日は災害全体の状況把握に時間を要する事態となったが、各所から寄せられる情報を元に対応策を協議し、消防団、建設協会、各自主防災組織や自治会に協力を依頼し、対応にあたった。

被災経験のある支援職員から、今後行わなければならない業務の共有や、避難所での課題など共有し、業務体制を構築した。

各リエゾンへの情報共有の場でも有り、リエゾ

ンから国、北海道、自衛隊等へ報告がされ、支援物資や人的な支援などについても調整をお願いした。

また、断水も生じたことから地元水道業者も含めて水源の確保について協議し、必要な物品等については建設協会を通じて手配に努めた。

なお、本庁との内線電話が使用可能となった時点で、随時穂別地区の状況を伝達、報告するとともに全町的な対応が必要な事案については、対策本部と協議し対応を図った。

自衛隊に対する協力要請については、町から道を通じての手続きが必要であったことから対策本部を通じて調整したところである。

5 被災者の要望等の把握

避難所開設に伴い、避難住民については避難所班で随時聞き取りを実施し、地区本部に報告をするとともに、翌日から各避難所の避難住民の健康状態を確認するために町保健師が巡回した際も要望等があった場合は、同様の対応をしている。

なお、当初避難所班に町保健師を配置していたが、避難所班から分離し、消防職員に同行協

力を頂きながら、別途訪問活動を優先的に実施した。

また、各自治会や自主防災組織を通じて特に生活必要物資の要望等の把握にも務めたところである。

自治会の他には、各民生児童委員が安否確認も含めて訪問活動を行い、協力頂いたところである。

3 避難広報

① 防災行政無線による広報

地震発生後、鵜川地区で整備した防災行政無線を役場本庁舎から遠隔制御装置により操作して放送を行った。災害対策本部等からの情報を住民に知らせるとともに、余震等の発生に際し、自主避難及び警戒を呼びかけた。その後も、定期的に住民周知を図る目的から、防災行政無線による放送を継続した。また、防災行政無線の音声の聞き取りが難しい住民のために、消防団や公用車を活用し、地域を巡回しながらの広報を実施したほか、避難所等にも「支援物資の配布について」等のチラシを掲示し、避難者へ支援状況を周知したほか、災害対策本部での決定状況等の広報に努めた。

また、穂別地区については、防災行政無線を整備していないため、穂別地区で整備している「情報端末」を活用し、停電復旧後は、鵜川地区での防災行政無線の広報内容を共有した上で、住民周知を行った。また、避難所に避難している方等のため、チラシ等を活用し、的確な広報活動を実施した。

地震等に関する情報については、気象庁のホームページ、J-ALERT、携帯電話のワンセグ放送等可能な限りの手段を使って入手し、放送内容に反映させていたが、町役場から全体の状況は確認できないため、そのような状況下で避難広報を行わざるを得なかった。

② 様々な媒体を活用した広報活動

防災行政無線での情報周知の他、さらなる住民周知徹底を図るため、災害対策本部作成の「むかわ町災害対応情報」を発行した。その中では、「鵜川地区」と「穂別地区」の避難所の開設状況のほか、給水所や入浴施設、保育所・幼稚園の状況、食事の提供場所、災害ゴミの受け入れ、小学校・中学校、道立高校（鵜川高校・穂別高校）の開校状況を知らせた。また、胆振東部地震発生から半年に合わせ、平成31年3月6日に竹中町長がメッセージを発出したほか、報道発表等を定期的に行った。

さらに、広報・新聞折り込みを効果的に活用し、住民への胆振東部地震の被害状況を周知したほか、復興に向けての取り組みを重ねて伝えた。広報むかわの号外も発行し、これまでの状況を細かく掲載した。町災害対策本部では、広報部（4人）が中心となり、平成30年9月21日には、応急仮設住宅の住民説明会に向けた周知等を実施した。また、広報折り込みでは令和元年9月号に本町の復興の歩みを体系的に記した「復興計画」を配布した。

3 穂別地区の広報活動

穂別地区は、山間地のため地区内に同報系無線（外部スピーカー）が設置されておらず、地域住民への情報提供方法は各戸に配置している情報告知端末であったが、停電及び光ケーブルの切断により、端末による情報提供は不可能な状況となった。

そのため、地区内の情報提供については広報部が車輛広報（3班体制）により、避難所開設、断水による給水場所等の広報を実施した。

車輛広報による対応は、穂別地区の集落が点在していることに加え、移動距離が多いことから、早朝から夜間にまで対応することとなった。

通電するまでの間は、各避難所に各種行政情報を記載したものを掲示し、対応。

なお、9日に移動発電車により通電されたこと、光ケーブルも応急対応により情報端末の使用が可能となったことから、各種情報提供を再開した。

また、テレビ視聴も可能となっていることから、空きチャンネルの11チャンネルを活用し、各種行政情報をテロップで配信した。

各避難所については、引き続き掲示による情報提供を継続した。

【広報内容等】※穂別地区災害対応情報として発信

- ・交通規制等 → 各道路の通行の可否、通行止め情報（高規格、道道、林道）
- ・バス運行 → 道南バス、町営バスの運行状況
- ・学校関係 → 認定こども園受入時間、各小中高の再開予定月日、放課後子どもセンター受入時間
- ・穂別診療所 → 受入状況、診療案内
- ・入浴関係 → 各入浴施設の無料対応の案内及び開館時間と曜日
- ・食事提供 → 提供時間（各避難所共通）
- ・給水情報 → 給水場所及び対応時間
- ・災害ゴミ受入 → 受入場所及び受入時間
- ・災害ボランティアセンター → 受付時間及び各相談窓口の連絡先

※11日以降は、生活支援物資の希望、建物の解体等の相談案内

12日からは、罹災証明の申請受付案内も配信

4 非常通信手段

① 非常通信手段の確保等

むかわ町の防災行政無線（移動系）は、アナログ無線であった。旧行政区境界付近では混線するため、調整して連絡を取っていた。両地区とも、広報部、情報収集・応急対策部、避難救護対策部が活動する際に職員が持参し、それぞれ対策本部、地方本部との連絡に使用した。

穂別地区の防災行政無線については、地区本部に親機を配置し、広報部、情報収集・応急対策部、避難・救護対策部が活動する際に職員が持参し、本部との連絡に使用した。

避難所については、発災当時、停電により情報告知端末が使用できないことから、各避難所に

無線機を配置し、地区本部との連絡に使用した。

通電後、情報告知端末が使用可能となっからは、各避難所に配置していた無線機を一旦回収し、情報告知端末により各避難所との連絡対応とした。

また、発災直後は外部との電話が使用不可となり、携帯電話も通じなくなったが、8日にNTT docomoから衛星携帯電話が各避難所用に2台ずつ貸与されたことから、各避難所に配置をした。

なお、情報端末については、9月8日に接続通信が可能となっている。

② 携帯電話関係

9月6日、発災直後、auの携帯電話はしばらく使用可能であったが、23時に全ての携帯電話が不通となった。

翌日7日には不通となっていたが、KDDIから携帯の充電器（20台）の提供があり、避難者の多い、四季の館、鶴川中央小学校、鶴川中学校、町民センター、穂別中学校等に設置をした。

鶴川地区では9月8日に各携帯電話会社が移動アンテナを設置する予定で準備を進めていたが、7日23時頃から停電が解消していくタイミングで携帯電話も使用可能となった。

穂別地区は9月8日には、ソフトバンクが携帯電話の移動アンテナを持参し、穂別町民センター裏の駐車場に設置し、ソフトバンクの携帯電話の使用が可能となり、翌日9日にはNTT docomoの携帯電話が9時58分に復旧し、電波調査の結果ソフトバンクの携帯電話も使用可能となり、移動アンテナも撤去している。au携帯電話も同日使用可能となり、全ての携帯電話が復旧している。

③ 町民への情報伝達

発災直後は、鶴川地区は同報系防災無線、穂別地区は車両広報により避難所開設、給水場所、災害ごみの受付時間等の情報伝達を行った。避難勧告、避難指示については、各自治会及び自主防災組織などを通じて、周知に努めた。

9月8日に停電が解消されてからは、穂別地区は情報端末で情報発信するとともに各避難所に各種情報を掲示し、テレビ視聴が可能になってからは、空きチャンネルの11チャンネルにもテロップでの情報発信を実施した。



避難所に設置された充電場所

5 安否情報

① 安否確認及び避難者名簿の作成

町民の安否確認については、広報部において各自治会長及び自主防災組織に依頼し、状況確認を行った。

また、各避難所においては、自治会、氏名、性別、年齢、避難所宿泊、食事の有無等を確認し、避難者名簿を作成した。

道及び苫小牧市からの応援職員が来てからは、パソコンを活用し、避難所の宿泊場所、健康状況等の留意点、支援内容も確認しながら入力し、名簿整理を行った。

なお、町外からの家族からの問い合わせがあった場合は、これらの名簿を活用し、適宜対応を図った。

各避難所の避難者及び高齢の要支援者等については、発災の当日から保健師の巡回により健康状態などを確認、翌日からは要支援者宅の訪問も実施した。

各自治会、自主防災組織の他、民生児童委員も各担当地区の高齢者等の安否確認を実施している。

6 鵜川地区消防対応

■事実経過

活動人員	①鵜川支署～20名 ②団本部～ 4名 ③1分団～ 29名 ④2分団～ 24名 ⑤3分団～ 25名 ⑥女性分団～14名	合計116名 (平成31年2月21日の地震含む)
活動車両	10台	
応援隊・緊援隊	道内消防本部91隊:366名 緊援隊544隊:2,119名 航空隊46機:339名 総数681隊:2,824名(注 鵜川地区での活動は無く、ほぼ厚真管内での活動) 10日に緊援隊、12日に北海道三次要請、10月12日北海道2次要請が撤退する。	

① 地震発生直後の車両・庁舎等の損傷状況

損傷箇所		損 傷 内 容
車 両	タンク1	①フロントアンダーミラーの損傷 ②右側面上部・下部の損傷 ③リヤラダーの損傷 ④上部収納ボックスの損傷
	タンク2	後退ライトの損傷
	水槽車	①左右側面上部の損傷 ②後部ボックス扉の損傷 ③リヤラダーの損傷 ※ミラー修繕・後退ライト以外は、修繕予定無し
	救急車	①フロントミラーの損傷 ②左後部スライドドアの部分的なへこみによる損傷
	指令2	右側面ボディーの部分的なへこみによる損傷
	ホイールローダー	フロント右ウィンカーの損傷。
庁 舎	庁舎外周	①庁舎基礎外周に沿っての地割れ、陥没の損傷（9月19日と9月20日安藤土木で修繕済み） ②消火栓の傾倒(修繕予定無し) ③外灯支柱・無線アンテナ鉄塔の傾倒 ④ホームタンク5台の転倒 ⑤駐車場光ケーブルの垂れ下がり（9月20日修繕済み） ⑥増築車庫と既存車庫の接続部分の離散
	庁舎内	①携帯卓上無線機の損傷（アンテナケーブルの断線・アンテナの折損～落下による損傷） ②通信室窓ガラスの損傷（ホームタンク転倒・腕用ポンプ揺動による） ③庁舎内炊事用排水管の損傷（9月25日進興工業にて修繕済み。排水管の勾配はなおしてない） ④車庫内排水ポンプの損傷（10月16日宮田商会にて修繕済み） ⑤支署庁舎基礎杭と基礎部分の破断確認（10月1日～10月16日調査）
分 団		①1分団 縄保存会の縄4本損傷 ②1分団詰所 基礎部分・内壁の亀裂 ③2分団詰所車庫前のアスファルトの亀裂
水利施設		①支署前の消火栓傾倒 ②若草団地内防火水槽の給水栓 ③宮戸小学校防火水槽の給水栓 ④旧春日小学校防火水槽の給水栓 ※鵜川駅前防火水槽隆起による道道千歳鵜川線舗道上のインターロッキング隆起（胆振総合振興局にて、修繕する）
待機宿舎		①給湯用ボイラー2台が、損傷する。 （不完全燃焼・燃焼室からの灯油漏れ）

7 穂別地区消防対応

■事実経過

活動人員	①穂別支署～18名 ②団本部～ 3名 ③1分団～ 11名 ④2分団～ 9名 ⑤3分団～ 13名 ⑥4分団～ 5名	合計59名 (平成30年9月6日及び10月5日の地震含む)
活動車両	10台	
応援隊・緊援隊	道内消防本部91隊:366名 緊援隊544隊:2,119名 航空隊46機:339名 総数681隊:2,824名(注 鷗川地区での活動は無く、ほぼ厚真管内での活動) 10日に緊援隊、12日に北海道三次要請、10月12日北海道2次要請が撤退する。	

① 地震発生直後の車両・庁舎等の損傷状況

損傷箇所		損 傷 内 容
車 両	穂別タンク車	運転席側側面・後部の損傷
	穂別救急	後部ドアの損傷
	穂別救急1	運転席側側面・助手席側側面の損傷
	穂別指令1	運転席側ドアパイザー・運転席側後部座席ドアノブの損傷
	穂別指令2	運転席側後部ドア・助手席側後部座席後方の損傷
	穂別水槽車	助手席側ドア下の損傷
庁 舎	庁舎外周	①消防庁舎外壁のひび割れ ②玄関タイルのひび割れ ③抑揚ボールの破損 ④庁舎外周に沿ってアスファルト舗装のひび割れ
	庁舎内	①指令台ガラスの破損 ②建物内部の壁面の損傷
分 団		①3分団詰所 建物内部の亀裂 ②3分団車庫 基礎外周に沿ってのアスファルトの亀裂 ③4分団詰所 建物内部の亀裂 ④4分団車庫 シャッターひんじの破損
水利施設		なし
待機宿舎		①浴室モルタルの破損・土台取替 ②給湯用ボイラー1台の損傷(点火不良)

8 胆振東部消防組合消防署鵠川支署移転

1 経 過

胆振東部消防組合消防署鵠川支署は昭和55年に支署棟はRC造2階建て760㎡、平成3年に車庫棟鉄骨造平屋建て85.4㎡で整備され、平成27年には耐震改修を行い地震対策も施していた。胆振東部地震発生後、鵠川支署職員は精力的に活動し様々な対応を行っていたが、建物が南側に傾いたことに気が付き、後日、町に報告した。

町は、建物が傾いた文京ハイツ、鵠川高校生徒寮の基礎部分の調査を行う準備をしていたところに、消防庁舎が傾いているとの情報を得たため急遽鵠川支署の調査も10月1日から16日の期間において併せて行った。

鵠川支署は南西方向に最大36.3cm沈みこんでおり、基礎杭と基礎部分が破断している状態となっていた。

所見として、上部構造の被災度区分は「軽微」と評価されているが、被災した基礎構造については、支署棟は杭頭に部分損傷や圧壊状態が見られる他、車庫棟にも杭頭圧壊によるPC棒鋼の

露出が見られる等、簡易傾斜計での傾斜測定で支署棟、支署棟の杭体に8°の傾斜が確認され、建物全体の傾斜角 θ が0.06ラジアン(≒3.4°)を超える場合は被災度区分判定基準の1991年版震災建物の被災度区分判定基準では「倒壊」に区分されていることから、両棟とも杭中間部に被災が生じていると考えられる。杭は健全とはいえず建物としての機能が損なわれ、また、施設の執務を遂行するには安全な活動が望まれることから新規建替が必要と考えられるとのことであった。

日本海溝、千島海溝沿い巨大地震が切迫しているとの公表もあることから、現庁舎が浸水区域にあることも含め、建替に向け協議を進めることとした。

様々な災害復旧事業や、被災者の生活再建を優先させなければならない状況から建設年次を令和3年度と定め準備に入った。

2 財源確保

財源については、消防庁舎の災害復旧事業は、東日本大震災限りの事業であり補助事業での復旧は断念した。緊急防災減災対策事業債の対象になるものの、地域防災計画での浸水区域から移転させる位置づけ、緊急防災減災対策事業債の期限が令和2年度末となっており、期限内に工事着手した際には、適用となる制度が緩和されたことから、年度内の工事着手とした。(後に期限延長)

緊急防災減災対策事業債の対象面積は現庁舎の面積内のため、面積が増える部分は過疎対策事業債を活用して事業を進めることとした。



旧鵠川支署庁舎

3 建設場所の選定

消防庁舎を建設するにあたり、条件として①津波浸水区域からの移転②幹線道路に面しており、消防車など大型車の出入りがしやすいこと③救急対応もあるため市街地内から離

れないこととし、必要面積を確保することで選定を始めた。

結果として、市街地近くの幹線道路に面した青葉地区の農地を選定した。

4 建設のスケジュール

復旧・復興を進めるにあたり、仮設住宅の入居期限が2年間ということもあり、事業配置を緊急防災減災対策事業債期限の令和3年3月に本体工事着手とし、逆算でスケジュールを決定

し、農用地区域からの除外や、農地転用、土地購入などの交渉、基本設計、実施設計など関係課を集めて協議情報共有しながらスケジュールを決定した。

5 建設事業

工事は令和2年9月6日から外構工事からスタートした。用地が農地であることから、かなりの地盤沈下が予想されたことから、地盤の圧密沈下を促進させ、地盤の強度増加を図る載荷盛土工法を採用した。圧密沈下が収まらなかったために工期を令和3年5月25日まで延長して施工した。本体工事は令和3年3月31日にスタートし令和4年1月31日完成で工事を進めたが、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備え、役場機能の一部を消防庁舎でも使用可能とするための追加工事が発生したため、2月28日まで工期を延長し実施した。

工事概要は以下のとおり

構 造	: S 造5階建て
敷地面積	: 7,590.53 m ² (2,293.2 坪)
建築面積	: 622.89 m ²
延床面積	: 1,379.59 m ²
総事業費	: 1,220, 615 千円 (設計・施工・補償含)



移転新築した鵜川支署

第2章

避難所

1 避難所の開設

■事実経過

平成30年 9月6日	発災後鵜川地区10か所、穂別地区5か所の避難所開設 当日中に3か所（産業会館・鵜川高校・川東第1集落センター）閉鎖 当日夕方に福祉避難所1か所（デイサービスたんぽぽ）開設 19:30時点で1,033人（鵜川845人、穂別188人）避難所に滞在
9月7日	6:00時点1,008人（鵜川7か所794人、福祉避難所18人、穂別5か所196人）
9月8日	6:00時点835人（鵜川7か所661人、福祉避難所23人、穂別5か所151人）
9月9日	6:00時点683人（鵜川7か所474人、福祉避難所25人、穂別5か所184人）
9月10日	6:00時点402人（鵜川7か所250人、福祉避難所13人、穂別5か所139人） 鵜川避難所1か所（鵜川中学校）閉鎖、1か所（春日生活館）自主避難所移行
9月11日	9:00時点224人（鵜川5か所178人、福祉避難所6人、穂別5か所40人） 鵜川避難所2か所（川東第2集落センター、川西第1集落センター）閉鎖
9月12日	9:00時点197人（鵜川地区3か所190人、福祉避難所3人、穂別5か所42人）
9月13日	6:00時点267人（鵜川3か所190人、福祉避難所0人、穂別5か所77人） 鵜川福祉避難所閉鎖、穂別地区避難所1か所（穂別中学校）閉鎖
9月14日	6:00時点218人（鵜川3か所148人、穂別4か所70人） 鵜川避難所1か所（鵜川中央小学校）閉鎖
9月15日	6:00時点204人（鵜川2か所134人、穂別4か所70人） 鵜川避難所1か所（報徳館）閉鎖し川西第2集落センターへ移設 ※土砂災害危険区域の避難指示により変更 穂別避難所2か所（仁和会館、中央生活館）閉鎖
9月16日	6:00時点186人（鵜川2か所125人、穂別2か所61人）
9月21日	6:00時点162人（鵜川2か所115人、穂別2か所47人） 穂別避難所1か所（富内銀河会館）閉鎖
9月25日	6:00時点97人（鵜川2か所91人、穂別1か所6人） 鵜川避難所1か所（川西第2集落センター）閉鎖
9月27日	6:00時点93人（鵜川1か所90人、穂別1か所3人） 穂別避難所（町民センター）閉鎖、鵜川自主避難所（春日生活館）解散
10月1日	6:00時点72人（鵜川1か所72人）
11月1日	6:00時点50人（鵜川1か所50人）
11月5日	6:00時点20人（鵜川1か所20人）
11月11日	6:00時点9人（鵜川1か所9人）19:00四季の館避難所閉鎖 ※四季の館からふれあい町民センターへ自主避難所として移設することとしたが 希望者なし
11月13日	鵜川高校野球部生徒寮の被災により、報徳館を避難所として開設（36人）
12月21日	報徳館の避難所閉鎖

1 避難所の開設

本町では地域防災計画において、指定緊急避難所として34カ所を指定している。避難所の一つである産業会館は、午前5時から受付を始め、20人が避難をした。また、四季の館は同時刻に186人、鵜川中央小学校は156人、鵜川高校80人、川西第一集落センター38人と計480人の住民が避難所に身を寄せる形となった。

穂別地区においては、発災後、3時40分に穂別町民センターに避難所を開設し、3時50分に穂別小学校体育館が窓枠破損等により使用不可能であったため、穂別中学校、4時00分に仁和会館、穂別中央生活館、4時15分に富内銀河会館、計5カ所を避難所として開設し、町民の受入を実施した。

避難受入者は、ピーク時は196人となり、炊き出し利用者（食事支援のみ）も含めると最大570人の町民等が利用した。

穂別地区は、断水が長く続いたため、特に穂別町民センターの避難所については、敷地内に給水所を配置するとともに、トイレ等に使用する生活用水用のタンクを町民センター前と2階屋上にも配置し、対応を図った。

共有スペースとなっていた町民センターロビーには、避難所入退出の受付を設置し、各種行政情報等の掲示、支援物資等の配布コーナーも設置して避難者等が必要とする物資の提供も行った。

各種携帯電話会社から提供された充電器を配置し、携帯電話の充電コーナーも設置している。

町民センター前には、地元電気業者の協力により、屋外に投光器を設置し、夜間照明の確保も実施した。

共有スペースとなっていた町民センターロビーには、避難所入退出の受付を設置し、各種行政情報等の掲示、支援物資等の配布コーナーも設置して避難者等が必要とする物資の提供も行った。

各種携帯電話会社から提供された充電器を配置し、携帯電話の充電コーナーも設置している。

町民センター前には、地元電気業者の協力により、屋外に投光器を設置し、夜間照明の確保も実施した。

【避難所開設時の持参セット】

◎非常食 ◎毛布 ◎飲料水 ◎救急箱 ◎防災無線充電器

◎避難所セット

- ・ 防災ラジオ・懐中電灯・筆記用具・はさみ・スズランテープ・クラフトテープ・軍手
- ・ 電話帳・割り箸・紙コップ・箱ティッシュ・紙皿・身体ふき・泡シャンプー・ゴミ袋
- ・ TVコード

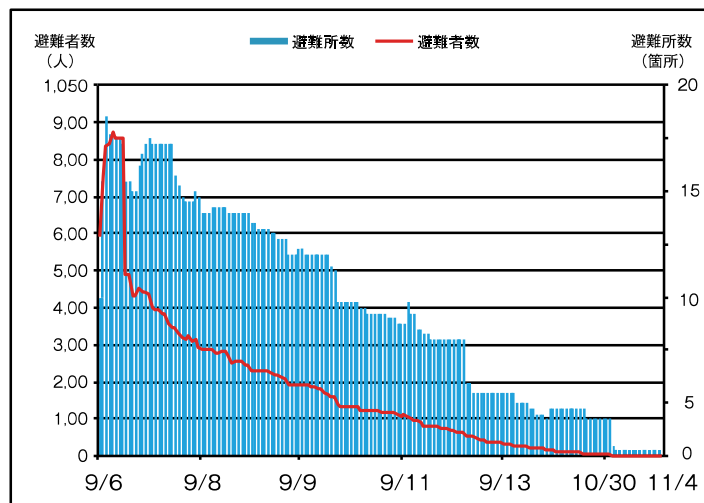
※発電機については、常設していない避難所については、持参

2 避難者の収容

各避難所では、周辺の住民らが避難し、避難所への避難者数のピークは発災日の9月6日で、鵜川・穂別両地区の避難所計12カ所1,033人だった。

食事支援のみの方も含む避難所の開設数のピークは9月7日の15カ所だった。

図表 避難所数と避難者数の推移



	9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日	9月13日	9月21日	9月27日	10月30日	11月4日	12月21日
避難所数	15	15	15	15	14	12	12	11	8	6	1	1	0
避難者数	1,033	1,008	835	683	402	224	197	267	162	93	50	20	0



避難所の様子（鵜川中央小学校）

2 避難所の取組

① 鷗川地区

■ 事実経過

平成30年 9月6日	避難所開設、避難者人数の把握、マット・毛布等配布、食事の手配等
9月7日	DMAT・日赤等で避難所巡回
9月10日 ～11日	保健所職員（派遣職員）の避難所巡回（衛生管理等の指導、世帯カード配布等）
9月12日	避難所世帯カードの整理・ニーズ把握について調整
9月15日	四季の館段ボールベッド設置
9月16日	第1回避難所の今後のあり方に関する会議（以降11月7日まで週2回、計13回開催） 避難所入居者アンケートの実施
10月5日	避難所リーダー等会議

① 避難所の開設・避難者の収容

発災直後、役場に到着した避難所班・救護班の職員が避難所に向かい、順次避難所を開設していった。交代職員を含めて各避難所へ人数を配分し、各避難所毎で班編制をし交替時間を決定して対応することとなった。各避難所のリーダーは、時間毎に人数を本部に報告し食数を調整した。また、不足している物品や、体調不良者の状況など避難所班や救護班の部長と連携しながら情報共有した。四季の館の避難所は、長期の開設が予測されていたため、道や苫小牧市からの派遣職員が交代して夜間も含めた対応を行った。避難者の健康確認は、砺波市や道外からの派遣保健師による巡回と、夜間は災害応援看護師による支援を受けることができた。

発災後、停電と断水のため避難者数は多かつ

たが、電気・水道の回復により徐々に帰宅する方が増えていった。また、日中は自宅の片付けや仕事に出かけ、夕方に避難所に来て宿泊する方も多く、日中の避難所に残っている人数は少ない状況であった。

最初の段階では避難者の人数が多く、特に四季の館は出入りを確認することも難しい状況であったため、世帯カードの記入や避難所入居者アンケートを実施し、自宅の被害状況や帰宅の可能性なども含めて確認をした。四季の館では、避難者と道の駅利用者の区別がつきにくい状況があり、派遣職員が受け付けなどを対応する際は顔が分からないことがあるため、9月20日頃からはネームプレートを用いて、受付で出入りの際に受け渡しをすることとした。

9月中旬からは「避難所の今後のあり方に関する会議」を関係者（避難所班、救護班、避難所担当保健師、避難所担当派遣職員、社協）で定期開催し、課題の確認や環境整備に向けた調整、避難者の健康状態等の情報交換を行った。その中で、避難者による避難所自主運営について協議したが、実際には難しい状況であった。また、避難所担当者は日中と夜間で交替制となっていることから、毎朝夕に担当者会議を開催し、個別の情報を含めて引き継ぎを行った。

10月からは文京ハイツの被災が確認され、避難所の人数が若干増加した。10月中旬には仮設住宅の入居者が決定するなど、避難所退所に向

けての準備が加速していった。避難所からの退所に向けて、仮設入居予定者には仮設入居者世帯調査を実施し、帰宅困難者には自宅の状況などを確認する調査を実施して帰宅に向けた調整を行った。

避難所となっている四季の館は、今後の営業に向けた準備が必要となることから、11月11日で避難所を閉鎖することに決定した。ふれあい町民会館に自主運営の避難所を設営することとして周知したが、移動を希望する方はいなかったため、11月11日19時をもって避難所は閉鎖された。



道の駅四季の館



ボランティアに集まった方々 (9/13)



避難所周辺を清掃する様子



四季の館に設置された支援物資配付所 (9/11)

2 穂別地区

【避難所の開設状況】

- | | | |
|-----------|------------|-----------------------------|
| ①穂別町民センター | → 9/6～9/27 | ※みなし仮設住宅の確保等～旧教職員住宅、公営住宅を活用 |
| ②穂別中学校 | → 9/6～9/13 | ※穂別町民センターへ統合 |
| ③穂別中央生活館 | → 9/6～9/15 | |
| ④仁和会館 | → 9/6～9/15 | |
| ⑤富内銀河会館 | → 9/6～9/21 | ※愛誠会避難者は、旧教職員住宅へ移動 |

①避難所の運営形態等

穂別地区は5カ所の避難所を開設し、発災当初は避難・救護対策部の避難所班の役場職員が対応したが、北海道からの応援職員が来てからは、応援職員にシフトして対応した。

また、穂別中央生活館、富内銀河会館に開設した避難所については、地元自治会が中心となり、炊き出し対応を実施するなど自主的な運営もされた。

穂別中学校の避難所については、役場職員に加え、中学校の教職員も協力し、避難所運営を実施した。

穂別町民センターの避難所については、役場職員、北海道からの応援職員に加え、役場職員OB会から運営協力の申し出があり、避難所の清掃や食事提供の協力、さらには避難者の要望事項など、様々な面で運営協力を頂いた。

なお、炊き出し対応については、自衛隊の支援が来るまでの間は、役場の女性職員のほか、穂別自治会婦人部連絡協議会、女性消防団員の協力を頂きながら対応した。

②避難所の収容等

避難所の開設当初、町で備蓄している毛布を避難者に配布し対応した。

また、穂別中学校では教職員の協力により、畳とマットを敷いて対応し、穂別町民センターについては、災害用に備蓄していた段ボールマット30枚も活用し、対応した。

その後、避難所開設期間が長期化することを想定し、本部と協議し、支援物資として段ボールベットの提供を要請した。

支援物資として、段ボールベッド、安眠セットが届いてからは、随時、これらの物資を配布するとともに段ボールベッドに切り替えて対応をした。

町民センター避難所については、防災対策用に

大型発電機を整備していたため、停電が発生した後も発電機の切替により、最低限の電気の確保はできていたが、支所庁舎側2階のツツジホールについては、電気が供給されていなかったため、投光器を設置し、対応した。

避難者が日々増えていく中、乳幼児を抱える避難者については、他の避難者スペースと分けて別に部屋を確保するなど、できる限り避難者が生活しやすい対応を図った。

愛誠会のグループホームからの避難者については、翌日、法人から他の避難者と接触することにより、精神的に不安定になるため、他の施設等で活用できるところがないかとの相談があり、富内銀河会館は避難者が少なく、法人の関連施設（誠光・誠和）も近いことから、地元自治会と協議し、富内銀河会館への移動対応を実施した。

富内銀河会館避難所については、9月21日で閉所し、グループホーム再建までの間は富内地区の旧教職員住宅を無償提供し、対応した。

各避難所の食事の提供については、町民センター避難所をセンター的役割として位置付け、自衛隊の炊き出しを町民センター避難所から各避難所に配送し、避難者へ食事提供をした。

必要な炊き出し数量については、各避難所から連絡を受けて、炊き出し担当者に報告し、必要な食事を確保した。

発災当初は、中央生活館、富内銀河会館では、地元自治会が独自に炊き出し対応をし、避難者の支援を行った。

なお、各避難所への配送については、当初各避難所の担当職員が対応していたが、避難所対応職員が少数であったため、途中から自衛隊にも協力していただき、北海道からの応援職員が配置されてからは、当該職員に配送業務を依頼した。

特に利用が多く、最後まで開設していた町民センター避難所については、子どもから高齢者まで、幅広い年代層が利用していたため、施設内の利用区分については、基本的に高齢者など足腰に不安のある方や見守り支援が必要な町民は、1階部分に配置し、比較的元気な町民を2階に配置し、避難者対応を図った。

約1ヶ月の避難生活となったが、避難者からは庁舎が隣接し、職員の動きも間近に見えたことから、こちらからの声かけに対して、逆に職員に対するねぎらいや気遣う声が多く寄せられ、職員の励みになったとともに避難者同士のトラブルも無く、避難者が自主的に清掃活動を行ったり、炊き出し提供時に配膳の協力をするなど、行政と町民が一体となって、非常に良好な関係を保ちながら避難所運営が行われた。

避難所の受入対応については、北海道内外の応援職員の協力が大きく、避難者の受入業務と受付名簿の作成、さらに避難者の居住スペースの設置作業等に積極的に協力いただき感謝したい。

また、自衛隊による炊き出し対応、夜間の町内巡回を含み、避難所に張り付いていただいた北海道警察の職員の方々にもあらためてお礼申し上げます。

【避難所開設当初】9月6日使用関係

◎避難所対応物品

- ・段ボールマット 30枚
- ・毛布（各避難所使用合計枚数）278枚

③食事提供等

避難所における食事提供については、発災当日は昼食から実施し、備蓄している防災食で対応した。

翌日、7日には、町内の自治会、農業者、町民から差し入れ等の食材提供の支援があり、加えて本庁からカップ麺、缶詰、水などの支援物資が到着したことから、手に入る材料と備蓄防災食も使用して、役場女性職員、自治会婦人部連絡協議会、女性消防団員の協力により、食事提供を実施した。

自衛隊の炊き出し部隊が到着したのは、9月8日16時で、翌日9日の朝食から炊き出し対応することとなった。

食事提供時間については、朝食を8時、昼食13時、夕食18時に固定し、避難者及び自宅で調理できない町民も含めて食事を提供した。

また、食事提供するにあたり、避難・救護対策部に炊き出し配食班を新たに設置し、栄養士を含む職員を配置して食事提供をすることとした。

なお、各食事のメニューについては、町の栄養士が自衛隊担当者と調整協議をしながら、健康面にも配慮して対応を図った。

食事の提供については、避難所の配食担当として苫小牧市の応援職員が各避難所までの配送も含めて対応していただき、9月19日の派遣終了まで協力いただいた。

自衛隊による食事提供は、9月21日まで実施し、22日からは町内の仕出し対応業者に依頼して、弁当対応としたが、9月27日の町民センター避難所の閉鎖に伴い、食事提供も終了した。

3 避難所における保健・衛生活動

発災直後は避難者の人数が多く、体調確認と体調不良者の対応が主な業務となり、衛生面などの環境整備が不十分な状態であった。特に四季の館は土足の部分が多く、環境整備が難しい状況であった。また、在庫の手指消毒剤を設置したが、衛生管理に係る必要物品が限られており対応が遅れていた。保健所等の関係機関から避難所巡回による衛生管理の指導があり、土足禁止区域の設定やトイレ・洗面所の清掃・消毒方法の指導が行われた。

9月10日ごろには、支援物資として消毒剤等の必要物品も充実し、道から派遣された保健師が中心となりトイレ清掃チェック表の作成や、居室掃除・毛布交換なども含めて衛生管理対策を実施した。さらに、段ボールベッドや置き型手すりなどの支援もあり、災害ボランティアの助言を受けながら避難所内の動線確保などを考えベッドを

配置した。ベッド配置の際には、ボランティアの理学療法士等の助言を得て、高齢者の身体状況に合わせたベッドの高さ調整などを行い環境整備が進んでいった。

また、9月中旬以降は上気道炎の発生があったため、分離用の個室確保や加湿器・空気清浄器・温湿度計の設置、扇風機・暖房機器の確保など支援物資を活用しながら温度や湿度調整に配慮した。9月下旬頃には寒くなってきたためガラス窓の結露が顕著となり、スタイロフォームを活用した結露対策など、避難所担当の道や苫小牧市からの派遣職員が工夫して対応した。その後、洗濯乾燥機や物干場の設置や交流テーブルを配置するなど、避難者が過ごしやすい環境づくりに努めてきた。



竹中町長が避難所を訪問するなど避難者のケアを行った

4 福祉避難所

通所介護事業所職員が要介護者の安否確認を実施した際に、通常の避難所では対応が困難な方の避難生活を心配し、福祉避難所の開設について町と相談した。町で指定している福祉避難所は使用できない状況であったため、被災して営業できない通所介護事業所から会場の活用について申し出があり、四季の館に併設する「デイサービスたんぽぽ」を借用し福祉避難所を開設した。

震災当日の6日夕方から開設し、ベッドがないと立ち上がりができない方やおむつ交換が必要な方、集団では不穏になる認知症の方などに声をかけて福祉避難所に誘導した。徐々に人数が増えていき、数日後にはベッドが不足したため、介護用品レンタル業者からの無償貸与や、町内特養の空ベッドを借りて対応し、紙おむつやお尻拭きなどの消耗品は支援物資を活用した。

町内3か所の通所介護事業所職員が協力し、ボランティアで交替しながら介護をする状況のため受け入れできる人数には限りがあった。開設期間中の受入実人数30人（家族5人含む）、最多で25人を受入した。自宅の片付けが終了した方から順次帰宅し、自宅に戻るのが困難と判断した方は町外施設のショートステイなどのサービスにつなげて、12日の朝に福祉避難所は閉鎖した。

福祉避難所は介護を必要とする人が対象者となるため、ベッド等の介護用品や介護職員の協力が必須である。令和2年には今後の災害に向けて、町内の介護事業所と協定を締結し、施設の借用と介護職員の支援について協力が得られる体制づくりを行った。

5 避難所の閉鎖

ライフラインの復旧や応急仮設住宅への入居開始等に伴い、徐々に各避難所の避難者は減少していき、11月11日に避難所を閉鎖した。

その後、鶴川高校野球部生徒寮の被災により、11月13日から寮生活を送っていた36人が報徳館を避難所として移動した。12月1日に完成し、移動したため、全ての避難所を閉鎖した。



建設中の応急仮設住宅

第3章 住宅支援

1 応急仮設住宅

■事実経過

平成30年9月18日	応急仮設住宅の建設地選定開始、プレハブ仮設協会に要請
9月25日	大原仮設団地整備開始（1期）
10月31日	大原仮設団地完成
11月1日～12月5日	2期応急仮設住宅建設（美幸4丁目・4戸）
12月5日～12月27日	3期応急仮設住宅建設（美幸4丁目・6戸）
11月1日～平成31年1月31日	鵜川高校仮設寮建設

① 建設準備

① 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、まず第1優先として、公営住宅等町が所有する住宅を目的外の使用として提供する。第2優先として、民間賃貸住宅をみなし仮設住宅として提供、不足部分を建設型仮設住宅として建設することとなる。鵜川地区は恒常的に民間アパートを含め不足している状態であること、公営住宅は空きが出るとすぐ入居者申込みがある状態であることから、全数を建設型応急仮設住宅とすることとした。

一方、穂別地区は、公営住宅に空きが多いことから、建設型応急仮設住宅とせず、公営住宅等を目的外使用で応急仮設住宅とした。また、みなし仮設住宅は希望した方を北海道が斡旋し提供した。期間は、全て入居から2年間である。

② 建設場所

建設場所の選定は、事前の調査物などでは、報徳館グラウンドの外、街区公園が候補地であった。しかし、郊外に建設した場合、上下水道の引込みや合併浄化槽の設置が必要になること、高齢者が多いこともあり、市街地に絞り、旧若草職員住宅跡、旧町長公宅跡、末広団地建設予定地、旧大原第1団地跡地で検討した。

希望者が、高齢者も多いこと、大型店2店まで、歩いて行ける距離であることから旧大原第1団地跡地とし、整備を行った。

③ 応急仮設住宅説明会

応急仮設住宅について9月22日鵜川地区（四季の館）23日に穂別地区（穂別町民センター）において説明会を北海道保健福祉部と共同で実施した。みなし仮設住宅、建設型仮設住宅等の制度の説明や、入居基準や期間などの説明を行った。

④ 建設戸数

入居希望のアンケートは避難所を中心に行ったが、入居基準として全壊の世帯、若しくは半壊の住宅で、土砂災害警戒区域内であるなど住めないことが明らかな世帯となっており、罹災証明の住宅調査が進まなければ戸数が確定しないこと、冬期が迫っていることから、1期工事、2期工事で施工するよう北海道に要請した。

調査の状況やアンケート調査の結果から、第1期工事は25戸とし、北海道へ報告した。建設戸数から大原仮設団地には、談話室が設けられた。

また、住家の調査が進み11月15日に2期工事として4戸、12月中に3期工事として6戸を要望した。

2 建設

旧大原第1団地跡に建設を決めた、1期工事の大原仮設団地は、北海道の施工で建設が10月末から着手された。北海道は一般社団法人プレハブ建築協会と災害協定を結んでいることから、1期工事はプレハブ工法での建設となった。

北海道は、災害時における北海道の応急仮設住宅のモデル事業として建設し、断熱材の増強や風除室の設置、浴室の追い炊き機能などを追加した。また建設やその後の管理に北海道立総合研究機構北方建築研究所も関わり、床下の年間の気温データーや建物内の温度、湿度のデーターなどを今後の応急仮設住宅に生かす取り組みも行われた。

2期工事については、懸案でもある恒常的な住宅不足解消にも、再利用が可能なモバイル型仮設住宅を北海道から事務委任を受け、旧町長公宅跡地に11月15日に4戸を着手し、12月5日完成した。

3期工事については、同様のモバイル型とし6戸施工し12月25日に完成し、年内に完成した。



建設中の応急仮設住宅

3 入居

第1期工事は10月末を工期として建設が進められていたため、11月1日に入居というスケジュールで準備を進めた。10月27日には入居者説明会を行い、設備に関すること、入居手続き・水道下水道の手続きの他、電話・光回線についてのNTT東日本担当も出席の上、入居に関して手続きに手戻りが無いよう実施した。

また北海道より、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の提供の他、特定非営利法人ピースウィンズジャパンと協力し、特定非営利法人ジャパン・プラット

フォームの助成金を活用して、その他の家電の提供、救助費の対象となる、寝具や炊飯器など生活必需品についても貸与を行った。（建設型仮設住宅、みなし仮設、町営住宅も同様に提供）

引っ越しに関しては、支援ボランティア・鶴川高等学校野球部・ヤマト運輸の協力を得て実施した。

4 応急仮設住宅（鵠川高校仮設寮）

①経過

昭和54年～55年いすゞ自動車北海道社員寮と社宅を鵠川町に建設したテストコース、苫小牧工場の従業員のために建設した建物である。

平成14年に鵠川町が購入し、それぞれ鵠川高校生徒寮と文京ハイツ（定住促進住宅）として設置をした。

胆振東部地震によって文京ハイツの傾きが日に日に、大きくなってきたことから、鵠川高等学校生徒寮も同時期に建設がされたこと、また文京ハイツの隣であることから、基礎部（基礎杭、下部構造）を10月初旬に「震災建築物の被災判定区分判定基準及び復旧技術指針」に基づき調査を行った結果、上部構造は被災度区分は「軽微」と評価されたものの、基礎杭と基礎コンクリート部が破断しており、基礎構造の被災度区分は「大破」と評価された。これを受け、罹災証明の判定は半壊とした。

②仮設寮として要望

鵠川高校生徒寮で生活する学生は、そのほとんどが町外からの学生であり、寮が使用出来なくなった場合通学は不可能であった。また、道立高等学校の寮を町が運営しており、被災した例も全国には皆無であった。災害復旧の制度も無いため、再建への方向性をすぐには見いだせず、応急

仮設住宅（仮設寮）が建設出来ないかを北海道に確認するも、内閣府からは建設できないとの回答であった。理由は、被災者以外が次年度以降入居することが明らかであるためであった。他の2町は高齢者施設が被災し、仮設のグループホーム建設を進めていたが、被災者以外は入れないため、新規の利用者は利用できない施設であった。

しかし、町として諦めることなく、北海道保健福祉部と連携し、内閣府に協議を繰り返し、全国初となる応急仮設住宅の寮タイプとして建設を認められた。

③建設

応急仮設住宅の2期工事から採用した、モバイル型の仮設住宅は様々な形状があり、ボランティアスタッフの休憩場所として、クラウドファンディングで四季の館南側に2棟整備していた。このタイプは1棟に4部屋の居室とトイレ、シャワー室があるタイプであったことから、同じ形状の廊下を挟め組み合わせることで、寮に出来ないかと検討し、様々なタイプを組み合わせることで仮設寮を建設した。

食堂は5連結タイプ、会議室、舎監室、浴室などを廊下で結合した。また次年度は生徒が増えることもあり、別棟で新入生寮も整備を行った。



旧鵠川高校生徒寮

5 被災住宅応急修理（災害救助費）

平成30年9月6日北海道胆振東部地震発災日に北海道179市町村が災害救助法の適用となった。北海道胆振東部地震被災地を含め北海道全域がブラックアウトであったための措置（災害救助法施行令第1条第1項第4号の適用）であった。

被災した住宅の応急修理は住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない被災者が大規模修繕を行わなければ、居住することが困難である場合に、日常生活に必要最低限度の部分に1世帯あたり52万8千円が、修理業者へ直接支払いをする制度である。

全ての修理が対象となる訳では無く、基本的

な構造に関わるところが対象であったことや、応急仮設住宅を申し込むとこの制度を利用できないなどの制約があるため半壊以上の方全てが利用した訳ではなかった。

制度の名前のとおり、応急修理であるため期間設定も短くなっているため、当初は平成31年3月末期限としていたが、様々な公共施設の復旧や農業施設の修理なども重なり、業者の手配なども難しく最終的には令和2年3月末まで延長し対応を図った。

6 被災住宅応急修理補助金

半壊以上の被災者には、上記の被災住宅応急修理制度の外、義援金も支給されるが、半壊以下には、対象となる制度が北海道胆振東部地震前には無かった。

全町民が被災者であるため、一部損壊であっても利用できる支援制度制定を検討した。11月9日に要綱を制定し、対象を9月6日まで遡ることとし、対象家屋を占有住宅及び店舗部分を除く併用住宅とし、対象を2万円以上の内外部改修とボイラー、灯油タンク、上下水道施設等の付帯施設を対象としたが、家電・家具、塀などの家屋と分

離されている外構部分などは対象外とした。補助金の上限を非課税世帯20万円、課税世帯を10万円とし交付対象経費の1/2とした。

当初は平成31年2月末までの申請受付、対象工事の期限を3月末としたが、様々な要因により業者の手配がつかないことや、業界からも年度内に終了することが難しいとの意見もあり、申請を3月末工事の期間を令和2年3月末までに延長した。

被災住宅応急修理費補助金

（単位：円）

	鶴川地区		穂別地区		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
被災住宅応急修理（災害救助費）	23	12,294,331	17	8,471,707	40	20,766,038
被災住宅応急修理費補助金	386	30,371,000	163	14,727,000	549	45,098,00

7 住宅再建

仮設住宅入居期限が2年（建築基準法上は2年3ヶ月）と定められているため、計画的に進める必要があったが、被災者がやっと仮設住宅に入ったタイミングで行うことは、心情的には無理では無いかと思われた。しかし建設に最低10ヶ月、設計に4ヶ月と考えると、住宅再建の方向性は待ったなしであった。

年明けには、仮設住宅、みなし仮設住宅、目的外使用の公営住宅入居者にアンケートをしたものの、まだ方向性が定まらない状況であった。

一方、公的な住宅の再建は、様々な復旧・復興事業が予想されるなか、有利な財源で建設できる手法の検討をおこなったが、災害公営住宅は1市町村で200戸以上の全壊、若しくは北海道全域で500戸の全壊を超えなくては対象とならなかったため、本町は当初対象とならなかった。

しかし、北海道の被害報告の単位が無く、棟・戸・世帯と様々な報告がされていたため、整理に時間がかかった。結果的には、当初消防庁への報告は棟で報告するべきであったこと、災害公営住宅建設要件が500戸以上であるため、再度北海道を通じ、各市町村に精査をして頂いた。結果全道で500戸を超えており、本町も災害公営住宅の対象となり、災害公営住宅の査定を受けることになった。

結果全壊戸数の内で、公営住宅への入居希望者が8名であったため、8戸が災害公営の対象となった。

文京ハイツは、傾きが増し鵜川高等学校生徒寮同様調査をした結果、基礎部が同様に大破となったこと、傾きが基準を超えていたため全壊の判定となった。

全入居者10名が仮設住宅、みなし仮設住宅へ入居していた。再建は市街地中心部から少し離れた位置にあることから、中心部への移転も検討したものの、前入居者から、自然環境などが良いため、現位置での再建を求める声が多かった。

北海道開発局、北海道と協議を重ね、財源的に2月23日の補助を確保できる小規模改良住宅制度を活用し再建することとした。公営住宅は収入が第4分位まで入居可能であるが、小規模改良住宅は特優質と同様第6分位まで入居が可能であることから、ある程度収入が高い方でも入居可能であった。また、他自治体でも懸案であったペットの取り扱いについても、小規模改良住宅に入居する場合はペット可とすることで、災害公営住宅や公営住宅は不可とし、他の公営住宅との平等を確保した。

家賃に関しては低減措置が無いため、町独自に全壊の方は一律20%大規模半壊・半壊は一律10%を5年間継続することとした。引っ越し費用は期限まで完了することを条件とし、仮設住宅のみならず、目的外利用の公営住宅なども含め一律85,000円を支給することとし、負担軽減を図った。

8 穂別地区における応急仮設住宅について

穂別地区については、空室となっている公営住宅及び旧教職員住宅を応急仮設住宅として活用することとし、10月1日より随時入居を開始した。

穂別市街地については、公営住宅19戸、公営住宅が満室となっていた仁和地区については旧教職員住宅5戸を使用し、入居期限は仮設住宅同様2年間とした。

入居後は、孤立することのないよう保健師のほか、住宅や防災を担当する職員が訪問するとともに、入居期限経過後の住まいについて意向確認を行い、最終的に約半数の方が入居を継続している。（公営住宅については通常入居へ移行、旧教職員住宅については町と賃貸借契約のうえ入居）

穂別地区では、応急仮設住宅への入居開始時期がそれぞれ異なることから、意向確認に基づく入居期限経過後の諸手続についても個別に実施しており、最終的に全ての方の応急仮設住宅としての使用が終了したのは、令和3年7月19日であった。